

神奈川県 市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項

1 趣旨

地域における支え合いの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座（基礎研修）を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成25年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

なお、本養成講座を修了することによって、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています（本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません）。

また、将来、後見活動を担う場合は、平日の日中を中心に従事することになります。

2 主催

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会（神奈川県委託事業）

3 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、平塚市に住民登録があり、今後も、引き続き平塚市内に居住する予定の方
- ② 平成25年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

4 定員

25名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

5 日程及び会場

- ① 説明会 12月15日（土曜）14:00～16:00 又は12月18日（火曜）18:00～20:00
会場は、神奈川県平塚保健福祉事務所（平塚市豊原町6-21）

※ 説明会出席は、事前申込不要。

- ② 研修会 平成25年2月2日（土曜）、2月9日（土曜）、2月16日（土曜）、2月23日（土曜）
会場は、神奈川県平塚保健福祉事務所（平塚市豊原町6-21）

※ ご来場の際は、公共交通機関（バス等）をご利用ください。

日程の詳細は、「1.1 基礎研修の内容」をご参照ください。

6 受講料（基礎研修）

無料（会場までの交通費は自己負担）

なお、実践研修（実務実習を含む）の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

7 受講申込方法

受講を申し込まれる方は、次の3種類を郵送により、以下の方法で提出ください。

提出物

- ① 受講申込書（応募動機記載欄を含む）
- ② 作文：A4判の用紙を縦に用い、20字×20行、800字以上1,000字以内

※テーマについては説明会時に発表します。

※ 他者の文章を引用する場合は、引用であることを明示するなど、基本的なルールに基づいて作成してください。パソコン等により作成しても差し支えありませんが、その場合は、上記の仕様で作成し、氏名を明記してください。

- ③ 返信用封筒（長形3号・返信用切手貼付）

※ 申込者ご自身の住所・氏名を明記し、返信用の80円分の切手を貼付してください。（住所・氏名は、①の受講申込書に記載したものと同一のものに限ります。）

申込方法

次の宛先に、「簡易書留」又は「特定記録」による郵送とし、封筒に「市民後見人養成講座受講申込」と明記し、平成25年1月4日（金曜）必着。指定の郵送以外の方法による提出不可。

郵便番号 221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内 かながわ成年後見推進センター 市民後見人養成講座担当

8 受講決定

受講者は、前記7の①「受講申込書」及び②「作文」を基に、審査の上、決定します。受講いただけるかどうかは、平成25年1月18日（金曜）頃、ご連絡の文書を発送します。

9 実践研修について

本基礎研修に引き続き、平成25年度以降に、平塚市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。ただし、予算等が確定していないため、現時点では必ず開講されるとは限りません。また、実践研修が開講された場合であっても、選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。

なお、実践研修（実務実習を含む）は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。

また、実践研修の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

10 基礎研修の修了について

本研修は、①全日程の受講を前提（特別な事情を除き、遅刻・早退不可。）とし、②受講により市民後見人に求められる知識や技術を修得しようとする姿勢（たとえば、研修への主体的な関わり）、③最終日に実施する「試験」の結果、以上①～③の3つの要素を総合的に評価して、本基礎研修の修了を認定します。

※ ③の「試験」は、基礎研修で修得することが期待されている知識が備わっているか、将来、後見活動に従事するにあたっての一定の応用力があるかを確認するためのものです。

本基礎研修は、市民後見人養成講座の一部であり、今後開講予定の実践研修の受講と一体のプログラムであるため、「基礎研修」の修了のみをもっての「修了証書」は、発行いたしません。修了された方の名簿を一定期間保管し、神奈川県内の市町村が実施する実践研修の受講申込みの際に、修了された方の「基礎研修」の修了の事実の確認が必要なときに限り、市町村からの照会にのみ回答します。

なお、本基礎研修の修了は、修了した日の属する年度を含め、3年度内に開始する「実践研修」の受講申込みまで、効力を有します（今年度の基礎研修を修了された方は、平成26年度に開始する「実践研修」の受講申込みまでが、基礎研修修了が有効となります）。

1.1 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています（実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります）。

日程	テーマ	主な研修内容	
平成25年 2月2日 (土曜)	権利擁護としての成年後見	午前	・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論
		午後	・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
2月9日 (土曜)	対象者の理解	午前	・障害のある人の理解
		午後	・高齢者、認知症の理解
2月16日 (土曜)	市民後見の意義と役割	午前	・成年後見制度と市町村責任 ・市民後見概論Ⅰ
		午後	・日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
2月23日 (土曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ（グループワーク）
		午後	・事例検討Ⅱ（グループ発表） ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時までを予定していますので、受講申込みされた方は、各日、この時間帯は、研修の受講を予定してください。なお、上記日程の範囲内で、研修内容の順は、変更することがあります。

1.2 研修修了後から後見活動参加までの予定

基礎研修修了後、平塚市を基礎的な区域として平成25年度に開講される予定の実践研修を受講していただきます。詳細は「9 実践研修について」をご覧ください。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体（主に市町村社会福祉協議会が想定されます）において、選考等により、法人後見の支援員として後見活動に参加いただくことを予定しております。

1.3 本研修の事務局

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会

かながわ成年後見推進センター（市民後見人養成講座担当）

〒221-0835 横浜市神奈川区鶴屋町2-24-2 かながわ県民センター内

TEL 045-312-5788 FAX 045-322-3559

※ 本受講申込及び養成講座受講にともないご提供いただいた個人情報は、受講決定及び養成講座の運営のためにのみ使用し、その他の目的での使用及び第三者への提供はいたしません。

市民後見人養成講座(基礎研修)

説明会・研修会 参加者募集！

地域における支えあいの観点から、権利擁護としての「成年後見」の担い手である市民後見人を養成する一環として、市民後見人養成講座(基礎研修)を開講します。この養成講座は、今回の基礎研修に引き続き、平成25年度以降に実践研修の開講が予定されており、実践研修の一部としての実務実習を経て、養成講座の修了となります。

説明会日時・会場

① 平成24年12月15日(土曜) 午後2時～4時

② 平成24年12月18日(火曜) 午後6時～8時

①・②とも同じ内容です。いずれかにご参加ください(説明会出席は、事前申込不要)。研修会の日程等の詳細は、裏面をご覧ください。

会場は、神奈川県平塚保健福祉事務所(平塚市豊原町6-21)

※ ご来場の際は、公共交通機関(バス等)をご利用ください。

対象

平塚市民で、成年後見制度に関心があり、市民後見活動を担う意欲のある方
詳細は、裏面をご確認ください。

※ 説明会に出席していることが、養成講座の応募要件となっていますので、受講を希望する方(ご本人)は、必ず説明会にご出席ください。

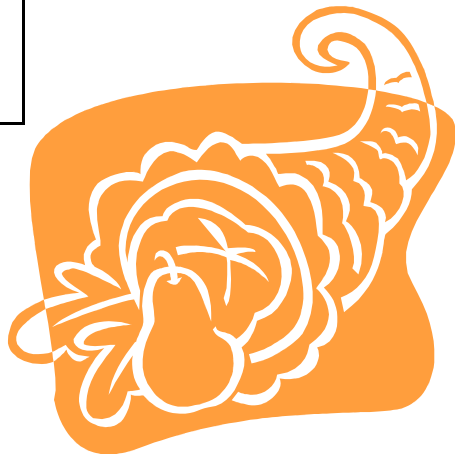
説明会の内容

- ・成年後見制度の概要と市民後見への期待
- ・市民後見人養成講座について(研修内容、受講要件等)
- ・質疑応答

問い合わせ先

社会福祉法人 神奈川県社会福祉協議会
かながわ権利擁護相談センター(あしすと)

かながわ成年後見推進センター
電話 045-312-5788



主催:社会福祉法人神奈川県社会福祉協議会(神奈川県委託事業)

市民後見人養成講座（基礎研修）募集要項 抜粋

詳細は、募集要項の全文をご確認ください。

○ 応募資格

次のすべてに該当する方

- ① 基礎研修の受講申込の時点で、平塚市に住民登録があり、今後も、引き続き平塚市内に居住する予定の方
- ② 平成25年3月31日現在の年齢が、満25歳以上の方
- ③ 今回開催する説明会に出席し、且つ基礎研修の全日程の受講が可能な方
- ④ 民法第847条に定める、以下の後見人の欠格事由に該当していないこと
 - ア 家庭裁判所で免ぜられた法定代理人、保佐人又は補助人
 - イ 破産者
 - ウ 行方の知れない者

なお、後見活動は、通常、平日の日中が基本となるため、今後も、平日に常勤のお仕事等をされる見込の方は、本講座の趣旨をご理解の上、応募をご検討ください。

○ 定員

25名

※ 受講者の決定は、審査の結果により、定員に満たない人数となる場合があります。

○ 基礎研修の内容

基礎研修の内容は、成年後見制度についての専門的知識がない方に学んでいただくことを目的としたレベルとなっています(実践研修の受講に際しては、県が行った基礎研修の修了が前提条件となります)。

日程	テーマ	主な研修内容	
平成25年 2月2日 (土曜)	権利擁護としての成年後見	午前	・開講式 ・地域福祉 ・成年後見制度総論
		午後	・成年後見制度各論 ・家族法、財産法
2月9日 (土曜)	対象者の理解	午前	・障害のある人の理解
		午後	・高齢者、認知症の理解
2月16日 (土曜)	市民後見の意義と役割	午前	・成年後見制度と市町村責任 ・市民後見概論Ⅰ
		午後	・日常生活自立支援事業、成年後見制度利用支援事業 ・市民後見人による実践報告 ・市民後見概論Ⅱ
2月23日 (土曜)	市民後見に向けて	午前	・事例検討Ⅰ(グループワーク)
		午後	・事例検討Ⅱ(グループ発表) ・市民後見概論Ⅲ ・試験 ・閉講式

開講時間は、9時から17時までを予定していますので、受講申込みされた方は、各日、この時間帯は、研修の受講を予定してください。なお、上記日程の範囲内で、研修内容の順は、変更することがあります。

○ その他

本養成講座を修了することによって、成年後見人等になることを保証するものではありません。成年後見人等として就任するためには、個別の案件に応じて、家庭裁判所が選任することとされています(本養成講座の受講により、成年後見人等の資格が得られるわけではありません)。なお、将来、後見活動を担う場合は、平日の日中を中心に従事することになります。

本基礎研修に引き続き、平成25年度以降に、平塚市を基礎的な区域として、実践研修の開講が予定されています。ただし、予算等が確定していないため、現時点では必ず開講されるとは限りません。また、実践研修が開講された場合であっても、選考の結果等により、希望されても受講できないことがあります。なお、実践研修(実務実習を含む)は、実際の後見活動を想定した内容となるため、原則として、平日の日中に開講される予定です。また、実践研修の受講にあたっては、実費相当額の一部を負担いただく可能性がございます。

実践研修を修了された方については、当面、法人として成年後見人等を受任する団体(主に市町村社会福祉協議会が想定されます)において、選考等により、法人後見の支援員として後見活動に参加いただくことを予定しております。